

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構  
平成28年度及び平成29年度機構長裁量経費に  
関する外部評価検討会

平成30年8月6日  
情報・システム研究機構長決定

1. 趣旨

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下、「機構」という。）は、運営費交付金等の国費が投入されている法人であり、その国費の使い方や成果については、広く社会に対して説明責任を果たすことが必要である。

機構長裁量経費の財源は運営費交付金であり、機構長のリーダーシップの下、機構のビジョンに基づく学内資源の再配分の取組により、教育研究活動の活性化や新たに強み・特色となる分野の醸成、機構長を支援する体制の強化など業務運営の改善を図るために使用されるものである。

機構長がこの経費を活用した教育研究活動や業務運営の改善等の状況について、国際性や学問的専門性の観点から教育・研究を中心とした外部の有識者による評価・確認を行うために「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 平成28年度及び平成29年度機構長裁量経費に関する外部評価検討会」を設置する。

2. 検討事項（評価・確認事項）

機構長裁量経費により、教育研究活動や業務運営の改善等の状況について、以下の観点で活用されているか検討（評価・確認）する。

例えば、大学共同利用機関法人としての役割（「研究者コミュニティへの貢献」、「大学の機能強化への貢献」及び「社会への貢献」等）を果たすための取組状況

- ①国内外の連携構築・拡大
- ②研究者の受入れ等の人材育成などといった当該分野の発展を通じた大学全体の研究力強化への貢献
- ③その他

3. 実施方法

- (1) 検討会の主催は、機構長とする。
- (2) 検討会の委員は別紙のとおりとする。
- (3) 機構長が必要と認めるときは、別紙の委員に加えて、他の有識者等の参画を求めることができる。
- (4) 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、機構長が定める。

4. 実施期間

検討会は、「2. 検討事項」に係る意見交換が終了したときに廃止する。

5. その他

検討会の庶務は、関係部局の協力を得て、本部事務部財務課において処理する。

(別紙)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構  
平成28年度及び平成29年度機構長裁量経費の外部評価検討会委員

五十嵐 道子 (いがらし みちこ) フリージャーナリスト  
(情報・システム研究機構経営協議会委員)

國井 秀子 (くにい ひでこ) 芝浦工業大学  
大学院工学マネジメント研究科 客員教授  
(情報・システム研究機構経営協議会委員)

古谷 研 (ふるや けん) 創価大学 工学系研究科 教授  
(情報・システム研究機構経営協議会委員)

(五十音順・敬称略)